

◎ 給与所得者の基礎控除申告書の記載例について

「令和2年分 年末調整のしかた」105、106 ページの「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例」は、所得金額調整控除の適用がある場合の記載例となります。

そのため、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「令和2年分 年末調整のしかた」105 ページについては、以下の赤枠箇所を補足しております。

※ 「令和2年分 年末調整のしかた」の冊子につきましては、補足説明の記載がないものとなっております。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(目) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(別) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000

② 控除額の計算

別	850万円以下 (A)	区分1
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	A
□ 1,500万円超 2,400万円以下		
□ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
□ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
		基礎控除の額
		480,000

③ 給与所得の計算欄

給与の収入金額	給与所得の金額
1円以上 850,999円以下	0円
851,000円以上 1,619,999円以下	0円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,069,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,070,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,072,000円
1,628,000円以上 1,759,999円以下	1,074,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	
3,600,000円以上 6,599,999円以下	
6,600,000円以上 6,499,999円以下	
6,500,000円以上	

注① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和2年分の給与の収入金額（給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。そこで計算する所得には、源泉徴収票により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。

注② 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。
なお、所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです（①、②の両方がある場合にはそれらの合計額）。
① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円

注③ 配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」欄の判定結果に対応する記号（A～C）を記載します。（注）この場合、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人がいない場合は、それ以外の人は記載不要です。

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。

なお、所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです（①、②の両方がある場合にはそれらの合計額）。

① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%

※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円

※2 10万円を超える場合は、10万円

【参考】

この記載例の給与所得金額 6,973,000 円は、次の手順により算出しています（この記載例は、所得金額調整控除の適用がある場合の記載例となります。）。

1 給与の収入金額が 8,970,000 円ですので、「給与所得の計算欄」に当てはめると、
8,970,000 円 - 1,950,000 円 = 7,020,000 円 となります。

2 所得金額調整控除額は、補足した注意書きの①の算式に当てはめると、
(8,970,000 円 - 8,500,000 円) × 10% = 47,000 円 となります。

3 1で計算した 7,020,000 円から 2で計算した所得金額調整控除額 47,000 円を差し引いた金額 6,973,000 円が、記載例の給与所得金額となります。

※ 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がない場合は、1で求めた金額が給与所得金額となります。